

随意契約結果及び契約内容

業務の名称	平成25年度金武バイパス（2工区）埋蔵文化財発掘調査業務
業務概要	埋蔵文化財発掘調査業務 一式
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局北部国道事務所長 上原 勇賢 沖縄県名護市大北4丁目28番34号
契約年月日	平成25年5月7日
契約業者名	金武町長 儀武 剛
契約業者の住所	沖縄県国頭郡金武町字金武1番地
契約金額	4,200,404
予定価格	4,200,404
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
業務場所	北部国道事務所
業務区分	役務の提供
履行期間（自）	平成25年5月8日から
履行期間（至）	平成26年3月31日まで
備 考	

随意契約理由書

1. 業 務 名：平成25年度金武パイパス（2工区）埋蔵文化財発掘調査業務

2. 履 行 場 所：金武町字金武地内

3. 契約の相手方：名 称 金武町長 儀武 剛

住 所 沖縄県国頭郡金武町字金武1番地

電 話 098-968-8996

4. 随意契約適用法令：会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号

5. 当該業務の目的・内容及び随意契約の理由

(1) 目 的・内 容

本業務は、金武パイパス建設場所において埋蔵文化財試掘調査の結果、「古墓群」等が確認されたことを受けて埋蔵文化財の発掘調査を行う業務である。

(2) 理 由

「直轄道路事業の建設工事施行に伴う埋蔵文化財の取扱いについて（昭和46年11月1日建設省道一発第93号 道路局国道第一課長から各地方建設局道路課長、北海道開発局建設部長あて通知）」より、「発掘調査の実施は、原則として当該埋蔵文化財の所在する教育委員会に委託して行うこと。」とあることから金武町教育委員会教育長と契約を結ぶ必要がある。

よって、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号により、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当することから、随意契約を行い業務の円滑な遂行を図るものである。